

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 6 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日		平成 19 年 8 月 27 日（月曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 17 時 36 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上				事務局	飯沼事務局長
							田湯副主幹
欠席委員		なし					寺嶋主任主事
説明員		別紙のとおり			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 補正予算について						
	(2) 補正予算について						
	(3) 条例改正について						
	(4) 図書館の移転（中心市街地活性化基本計画との関連）について						
	(5) 北海道滝川高等学校普通科間口削減に反対する要望書について						
	(6) おおぞら幼稚園の閉園に係る保護者説明会について						
	(7) 小中学校のセキュリティー対策について						
	(8) 教育施設の窓ガラス被害について						
	(9) 江陵中 60 周年記念講演について						
	(10) セミナー開催について						
	(11) 空知教育講演会について						
	○ 小中学校の英語指導助手について						
	(12) 一木万寿三展について						
	○ 滝川西高等学校におけるアスベストについて						
	○ 滝川西高等学校の英語指導助手について						
	(13) 政治倫理の確立ための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について						
(14) 国際交流員の着任について							
(15) ジュニア大使訪問団の派遣について							
(16) マラウイ農業技術研修員の受入れについて							
(17) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について							
(18) 災害時要援護者の避難支援対策について							

議 事 の 概 要	(19) 北海道からの事務・権限移譲について
	(20) 滝川市土地開発公社定款の変更について
	(21) 「(仮称)滝川市の行財政を考える市民会議」の設置について
	(22) 事業仕分けについて
	(23) 滝川市指定管理者制度適用方針の改定について
	2 第3回定例会以降の調査事項について
	別紙調査項目のとおりとすることに決定した。
	3 その他について
	常任委員会の視察について日程を資料で確認した。
	4 次回委員会の日程について
	9月3日、午後1時30分に開催することに決定した。
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 本 間 保 昭 ㊞	

平成19年8月24日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 中 山 公 子

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成19年8月8日付け滝議第65号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部参事	辰 巳 信 男
総務部秘書課長	若 山 重 樹
総務部秘書課副主幹	山 内 康 裕
総務部秘書課主任主事	塩 入 康 裕
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副主幹	佐 藤 之 俊
総務部総務課防災危機対策室長	天 野 健 悦
総務部企画課主査	柳 圭 史
総務部企画課主任主事	杉 山 敏 彦
総務部財政課管財室長	宮 西 誠 治
総務部財政課管財室主任主事	湯 澤 美由紀
総務部行政経営室長	五十嵐 千夏雄
総務部行政経営室副主幹	浦 川 学 央
総務部行政経営室主査	伊 藤 貴 寛
市民生活部長	狩 野 道 彦
市民生活部税務課長	林 武
市民生活部税務課副主幹	榎 木 康 人
経済部長	中 嶋 康 雄

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	高 橋 一 昭
教育部指導参事	早 瀬 公 平
教育部学校教育課長	吉 川 修
教育部学校教育課心の教育推進室長	水 林 俊 治
教育部滝川西高等学校事務局事務長	松 澤 公 和
教育部社会教育課長	河 野 敏 昭
教育部社会教育課副主幹	高 橋 孝 次
教育部社会教育課図書館長・美術自然史館館長	松 本 和 憲
教育部社会教育課スポーツ振興室長	藤 田 和 久
教育部社会教育課スポーツ振興室副主幹	竹 谷 和 徳
教育部社会教育課スポーツ振興室温水プール副館長	大 場 英 敏

(総務部総務課総務グループ)

第 6 回 総務文教常任委員会

H19. 8.27 (月) 午後1時30分
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《市民生活部》

(1) 補正予算について (資 料) 市民生活部

《教 育 部》

(2) 補正予算について (資 料) 教 育 部

(3) 条例改正について (口 頭) //

(4) 図書館の移転(中心市街地活性化基本計画との関連)について (資 料) 経 済 部

(5) 北海道滝川高等学校普通科間口削減に反対する要望書について (資 料) 学校教育課

(6) おおぞら幼稚園の閉園に係る保護者説明会について (資 料) //

(7) 小中学校のセキュリティー対策について (資 料) //

(8) 教育施設の窓ガラス被害について (資 料) //

(9) 江陵中 60 周年記念講演について (9/17、江陵中 岩崎 恭子氏) (口 頭) //

(10) セミナー開催について「北の大地にひろがる美しく豊かなことば」 (口 頭) //

(10/10、江部乙小 小檜山 博氏)

(11) 空知教育講演会について (10/16、ホテルスエヒロ 水谷 修氏) (資 料) //

(12) 一木万寿三展について (資 料) 社会教育課

《総 務 部》

(13) 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について (資 料) 秘 書 課

(14) 国際交流員の着任について (資 料) //

(15) ジュニア大使訪問団の派遣について (資 料) //

(16) マラウイ農業技術研修員の受入れについて (資 料) //

(17) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (資 料) 総 務 課

(18) 災害時要援護者の避難支援対策について (資 料) //

(19) 北海道からの事務・権限移譲について (資 料) 企 画 課

(20) 滝川市土地開発公社定款の変更について (資 料) 財 政 課

(21) 「(仮称) 滝川市の行財政を考える市民会議」の設置について (口 頭) 行政経営室

(22) 事業仕分けについて (資 料) //

(23) 滝川市指定管理者制度適用方針の改定について (資 料) //

2 第 3 回定例会以降の調査事項について～ 別 紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第 6 回 総務文教常任委員会

H19. 8. 27(月) 13:30～

第三委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委 員 長

全員出席。議長出席。プレス空知の傍聴を許可。案件がたくさんあるので簡潔かつ内容のある質疑をお願いしたい。ここで一たん休憩して異動職員の紹介を行う。

休 憩 13:31

(4月1日付け及び7月1日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。)

再 開 13:40

1 所管からの報告事項について

委 員 長

(1)について説明願う。

(1) 補正予算について

林 課 長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) 報告済みとする。(2)について説明願う。

(2) 補正予算について

水林室長

(別紙資料に基づき説明する。)

藤田室長

(別紙資料に基づき説明する。)

大場副館長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。議案関連なので留意の上質疑願う。

大 谷

幼児期の基礎体力向上調査研究事業については体力向上ということではいいことと思うが、幼稚園の中にも身体的なマイナス面を持っている子もたくさんいて自分が弱いために引け目を感じたり、いじめにつながるようなことも懸念される。調査研究に当たっては十分な配慮がなされるべきと思うが、画一的にならないような方法等は考えているのか。

藤田室長

文部科学省の調査委託事業の説明会が9月10日に行われる予定である。言われたような懸念も出てくると思っているが、調査委託事業の数値については個々の名前は当然出ないものと考えており、説明会の中で質問するなどして十分に注意を払っていききたい。

窪 之 内

① 心の教育推進プロジェクトで2カ年事業と言われていたが、全体として2年で滝川の場合は今年度だけなのか伺う。

② コーディネーターを配置して行うとのことだったが、人件費もこの事業予算に入っていると思う。期間を決めてやるということなら期間についても伺う。

③ 幼児期の基礎体力の関係についてだが、対象幼児をどのような形で選定しているのか。私立幼稚園で見れば年間の教育日程が決まっているので、その中でもこういった研究プログラムをやっていく考えなのか。幼稚園に入っていない幼児もいるが、どういったことを対象にしたプロジェクトなのか伺う。

水林室長

① 滝川市の場合、平成19年、20年までの委託となる。平成19年度については年度途中ということで期間的には半年程度になるが2カ年である。

② 今考えているのは10月から週2回、1回につき3時間で、今回の補正の中でコーディネーターの報酬として33万6,000円を計上している。

藤田室長	③ 対象幼児については、決定ではないが公立の幼稚園、保育所と考えている。調査事業の体力プログラムを実施するところが一つ、何もしないところを二つか三つ選ぶことになるので、直接的にカリキュラムに入るのは一つの幼稚園か保育所と思っている。対象児童の年齢については、年長、年中児となっている。
副委員長	幼児期の基礎体力についてだが、文部科学省からの委託を受けた背景に滝川市の場合は公立幼稚園があったことが条件になったと聞いている。公立幼稚園というパイロット機能を有するのではないかと思うのでそれはいいが、その辺の状況がわかれば説明願う。
藤田室長	必ずしも公立幼稚園があったことが背景ではない。当初は公立幼稚園でなくても保育所でもいいと聞いている。受けた背景は体育協会と滝川スポーツクラブで3年前から幼児期の運動プログラムを実施しており、その事業の内容を見たときに、体協、いわゆるスポーツクラブと市の関連の中でそのプログラムを実施できる人材とノウハウがあることが1番の前提となってこの事業に応募したという内容である。文部科学省の調査委託事業でわずか4カ月の事業なので、プログラムの関係では公立の方がやりやすい面はあったと思うが、必ずしもそれが条件だったわけではない。
委員長 井 上	他に質疑はあるか。 ① 心の教育の推進の事業についてだが、全道で何校くらいなのか。滝川に的を絞った委託事業なのか状況について伺う。 ② 温水プールの鉄骨ブレス補修についてだが、委員会に報告があったときに全面的にやらないと事故が起きてからでは大変という話をした。先ほどの説明では全面的にやらなくてはならないとのことだったが、現在の使用状況についてはどうなっているのか。
水林室長	① いじめ対策連携プロジェクト事業は道内4市町村教育委員会で取り組んでいると聞いているが、滝川市以外の3地区についてはまだ情報が入っていない。
大場副館長	② 安全第一で考えている。少し錆びたところも放っておくとそこから腐食が始まるので、腐食したところだけでなく全面的に直せば使用できるという判断で今回計上した。
井 上 委員長 関 藤 水林室長	今もその状態で使っているということか。(はい) 注意して使ってほしい。 他に質疑はあるか。 いじめ対策連携プロジェクトのもう少し具体的な事業内容について伺う。 いじめに対応する校内システムの構築ということで、いじめの早期発見、もしあったときの対応等のマニュアル的なものを考えている。学校の教員を対象に講師を招いてのカウンセリング研修を考えている。親と子供と一緒に朝食をとる機会がなくなってきたので、早寝、早起き、朝ごはん運動推進ということで、健康づくり課で平成19年度に行っている食育事業とも連携を取りながら子供たちと親とのかかわりについて教室、食事展示コーナー等を計画している。大学生フレンドシップでは國學院短大の学生に協力を得て子供たちに親よりも年齢の近い学生に自分の心の悩みを打ち明けてもらおうという教育相談事業を予定しているが、既に江部乙小学校で國學院短大生3名による相談業務を行っており、継続という形で授業に盛り込んでいきたい。ようこそ先輩事業ということで、滝川にゆかりのある卒業生もしくは何らかの形でかかわっている方を講師に招いて学生並びに一般にも呼び掛ける中での講演会を計画している。地域連携教育セミナーについても講師を招く計画である。いじめに関するアンケート

	ートの結果を基にシンポジウムの開催を予定している。いじめの根絶に向けた標語、ポスターコンクールも計画している。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。
	(3) 条例改正について
高橋教育部長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
窪之内	ばらばらの施設として公募するのか、体育協会が指定管理を受けている全体として公募するのか、どちらか伺う。
高橋教育部長	確かに今は体協にすべてをお願いしている状況である。募集方法等についても検討していかなくてはいけないと思っている。市としては全体でと考えているが、公募の条件等については相手先がある話なので相手の状況も把握しながら検討していきたい。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明願う。この件については経済部からの報告となっているが、基本的に中心市街地活性化基本計画にかかわる部分については調査事項外になるので、教育部としての考え方について伺っていただきたい。
	(4) 図書館の移転(中心市街地活性化基本計画との関連)について
中嶋部長	図書館の移転に関連して中心市街地活性化基本計画との関連ということで計画の内容について説明する。詳細については担当の千田室長から説明する。そもそも中心市街地活性化法自体が疲弊する中心市街地の価値を上げることを基本としている。その法律に沿って中心市街地活性化基本計画の認定をいただき疲弊する中心市街地に集中的に投資して賑わいを再生するというものである。図書館、市立病院等の来館者、来院者をいかに中心市街地に連動させて賑わいの回遊を導くかということで、中心市街地活性化基本計画の素案を7月末にまとめた。既に8月10日に経済建設常任委員会で内容を説明したが、特に図書館の来館者をどのような導線をもって中心市街地に導くかについて室長より説明する。
千田室長	(資料に基づき説明する。)
中嶋部長	図書館と中心市街地の連携具体例をお話しする。図書館に来た人をどのようにして中心市街地に足を向けさせるかということで計画しているものの一つについては電光掲示板事業ということで、商店街のイベントや観測関係などについて発信したい。また紙ベースでも図書館の中でチラシやイベント情報などで提供したい。本の貸し出し袋についても募集してスポンサー付きで商店街と連携する中で実施していきたい。また返本を中心市街地で受けていただきたいということで商店街に相談したいと考えている。
委員長	中心市街地活性化基本計画との関連という部分だけで説明があった。6月の第2回総務文教常任委員会で報告があった件についてはその後変更はないことでよいか。
高橋教育部長	6月に報告した内容からは変わっていない。図書館の検討委員会リープ21の第1回目が5月末に開催された。ソフト事業をどうするのか、2階に入るとすればセキュリティーの面はどうかといった具体的な中身についてもそれぞれ所管の情報を持ち寄って9月上旬開催予定のリープ21で検討し、その結果を報告したいと考えている。

委員 長
窪 之 内 注意事項に留意して質疑願う。質疑はあるか。
リープ 21 で報告された内容はこれとは変わらないことで、9 月初めにもう一度検討されるとのことだが、経済部長から出されたいろいろなソフト面についてはリープ 21 の資料の中には入っていない。今回素案として出した中で図書館の移転に関する細かな費用等については出ているのか。出ていれば質疑で聞くことは可能か。

委員 長 ここで休憩する。

休 憩 14 : 25
再 開 14 : 25

委員 長
高橋教育部長 会議を再開する。費用等について出ているかとのことだが。
総務文教常任委員会の中で教育委員会としては総額 2 億円くらい、大ざっぱな部分で移転にかかる費用や改修費という部分でお話しさせていただいている経過がある。

窪 之 内 素案として総務省かどこかに出したので、その 2 億円について素案の中でもっと具体的な形で図書館にかかるいろいろな費用が出ているのかと思ったのだが、そういうものが出ていない素案なのか。経済建設常任委員会で報告された中に図書館では何億円とかそういった費用が出されているなら、2 億円と示された費用と違った数字が出てきているのかと思ったので。

中嶋部長 基本計画自体に事業費を入れるものがない。事業費については今後積み上げていくが、予定ではまちづくり交付金の提案事業として図書館を取り上げたい。

窪 之 内 お金についてはそういうこととわかったが、先ほどの説明からも財源として担保されるような事業でなくてはならないという話になっており、これから 3 カ月間くらいで素案が案としてまとまると思う。教育委員会側としては例えば図書館の庁舎への移転は 1 階でも、2 階でも庁舎に入れればいいというスタンスなのか。何としても 2 階ということで交渉しようとしているのか。セキュリティーの面でだめなら違うところを考えるのか。そういうことをクリアしてでも何としてもここへという気持ちで進めようとしているのか。

河野課長 市の職員等で何回か内部検討会を開いた。図書館本体だけで考えるなら 1 階がいいが市役所機能をどうするかなどいろいろな意見が出た。市役所の 1 階ロビーは大変広く土日は空くという利便性を考え、図書館を 2 階に持ってきて 1 階ロビーを有効に活用する中で図書館の利用をふやしていきたい。当初は 3 階案などもあったが、ビルの中に閉じこもった図書館よりは開放感を持たせたい。2 階は 3 階以上に比べてスペースが広く取れることもあり、検討会の中でもぜひ 2 階に図書館のスペースを持ちたい考えで検討を進めているところである。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) 私から一つだけ伺う。駐車場の問題についてだが、現在 5 万人が使うということで一説によると中心市街地に持ってくると 10 倍近い来館者になったところもあると聞いている。5 万人ということは月に 4,000 人で 1 日に 100 数十人ということで、ふえたすると数百人の来館になる。今文化センターでも結構図書館の車が止まるが、本当に止めることができるのか。その辺についてどう考えているか伺う。

河野課長 図書館の移転に伴いさまざまな問題がある。駐車場問題は大きな課題で特に市立病院の改築と重なる部分があり、その辺の調整をどうするかはこれから議論を深めていくことになる。今のところは 10 倍という大きな増を想定していないが、市立病院の駐車場がきちんとできあがった段階ではおおむね収まるのでは

委員 長	ないかと予測している。基本的に市庁舎は土日は閉じているので、そういう流れの中でなるべくスムーズな駐車場問題のクリアを目指したい。 他に質疑はあるか。(なし) (4)については報告済みとする。(5)について説明願う。
吉川課長 委員 長	(5) 北海道滝川高等学校普通科間口削減に反対する要望書について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (5)については報告済みとする。(6)について説明願う。
吉川課長 委員 長 窪 之 内	(6) おおぞら幼稚園の閉園に係る保護者説明会について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。 ① ここに書かれている主な要望と内容というのは、文書で要望書が出されたのではなく保護者説明会での要望と受けとめてよいか伺う。 ② 署名運動が始まっていると理解しているが、この辺についてどのように承知しているのか伺う。
吉川課長 窪 之 内	① 7月12日に第1回目の説明会を開催するに先立ち、おおぞら幼稚園父母の会で教育委員会に対して質問書を用意しており事前に受け取っていた。項目は9点に及ぶもので、これの一つ一つにお答えしつつ、さらにそれ以外のことについての要望や質問も受けた。その概要というか声の多かったものについてピックアップして資料として提出した。 ② 保護者会で署名運動に取り組んでいることは承知しており、市内のスーパーの前で実施していることについても承知している。まだ署名全体の受領をしていないので、全体の数などについては承知していない。
吉川課長	資料のことについてだが、負担概算一覧というのが書いてあり保護者実費負担額が下に示されているが、これと保護者会で示されたのは太枠で囲まれた部分の、例えば1年次1万6,600円、2年次マイナス2,400円という数字があるが、これは私立の方が公立より高いという意味と思うが、1万6,600円というのは実費負担額から見ると数字の整合性でどこと比較すればよいのか。3ページの保護者実費負担額は負担合計マイナス奨励金オア減免額と書いてあるが、滝川幼稚園で見ると初年度20万5,800円でおおぞら幼稚園の初年度は9万5,262円となると差額は10万円以上出てくることになるが、この表と後ろの表はどのように見ればいいのか伺う。 P4の保護者負担については、私立幼稚園の補助そのものが入園料と保育料を対象にした補助金なので、ここではあくまでも私立の保護者負担の入園料と保育料の分と公立の入園料と保育料の分を比較して、非課税世帯の場合ならどのように差額が出るかといったことを示したものである。P3については実際に保護者の要望を伺ってかかる経費すべてを出してほしいと。制服代も教材費も横の比較はなかなか難しいが、それをした場合に実際に保護者が家庭生活上どれほどの支出が出るかというような観点で引き算をしたより生活実態に合うように資料を示したものである。
窪 之 内	① P3がより参考になる負担額ということがわかった。資料の7番目の質問に対して、極端な例で言えば、赤字を負担してもいいから存続を希望なのかと回答しているが、これについて保護者から何か意見は出たのか。 ② きょう行われる会合についても、こういう保護者からの歩み寄りの案がな

い限り教育委員会としては廃園の方針を変えるつもりはないことで開くつもりなのか伺う。

吉川課長

② 私どもは閉園を前提に説明会に臨んでおり、一貫して説明申し上げてきている。一方で保護者が歩み寄りという言葉で求めてきたわけだが、私どもが歩み寄れるというよりも保護者の方々が何をもって歩み寄りと考えているのかを具体的に示していただかなければ、ということで明快な回答をしていない。逆に私どもの方から極端な例を申し上げて保護者の皆さんに問い掛けたが、この議論は2回目になるが具体的なものは出てきていない。きょうお会いする中で出てくる、出てこないについてはわからないが、例えば今の保護者会の皆さんが年限を区切ってということ saying くることも考えられるかもしれないが、もう少し役員会あるいは全体の保護者会の意志表示があればぜひ聞いてみたい。私たちに歩み寄せということについては今のところそのスタンスは持っていないことを話させていただいた。

窪之内

閉園を抜きにした歩み寄りには応じられないが、保護者が何らかの歩み寄りの姿勢を示す、例えば1年とか2年延ばした段階で何らかの歩み寄りの姿勢を示された場合は、教育委員会として歩み寄りに応える姿勢があると考えてよいのか。

高橋教育部長

幼稚園がなぜ閉園ということになっているのかについては、もともと子供がたくさんいた中で幼稚園に行きたくても行けない状況があり、子供が今後もふえそうという中で市も幼稚園をつくる考えを示した。民間経営を圧迫しない中で幼稚園経営をしようというのが本当のスタートだった。少子化、みずほ幼稚園の問題もあったが、今滝川市として幼稚園のあり方についてどうなのかを議論していただいた経過がある。市としては公立幼稚園の使命が果たされたとの判断をしているので、いろいろな意見があって延ばす方策についての保護者からの意見もあり費用負担については心苦しい部分もあるが、この先今の幼稚園を存続するとなると施設の改修などの問題にも当然ぶつかることになるため、いつの時期がいいのかという議論をいろいろさせていただいた中で昨年度にそのような提案をさせていただいた経過と思っている。昨年度は説明の時期や進め方にまずい部分があるとの話も聞いているが、方針としては変わらないことで理解いただきたい。

窪之内

2回目の懇談会で歩み寄りの話をした以上、何らかの提案をされた場合に検討する余地を残しておかないとおかしいと思う。金額の問題では公立幼稚園の使命は終わっていない。明らかに金額的な問題もあるのできょうの話し合いにかたくなな態度で臨む姿勢は変えていただきたい。保護者がどういった形で歩み寄りの案を考えてくるのか、こないのかはわからないが、歩み寄りの方策はあるのですかと言った以上は、何らかの対応をすると保護者側は受けとめるはずなのでそういった姿勢は変えていただきたいが、いかがか。

高橋教育部長

前回の保護者との話し合いの中では教育長から意見をいただいている。この部分だけを読むと少し乱暴なことを言っているように感じるが、いろいろな方策があるがもう少し探りたいといった話はしている。ただ費用面などを全部クリアするとなると市の負担額がこのくらいあり、それがクリアできれば存続できるのかといった中でいろいろお話しさせていただいた経過もある。公立幼稚園としての使命という部分で金額的なものも当然あるが、今後改修の部分までも含めて保護者に全部負担できるのかという本当に乱暴な話になるので、そうい

った意味で意見を伺いたいということと、聞き上手になっていただきたいという
と生意気な言い方だが、市としては子育て施策全般を考えて提案させていただ
いている部分がある。公立幼稚園に行っている父兄、私立、保育所に行って
いる方も同じくらいの年齢でおられる中で検討させていただき、今回このよう
な提案をさせていただいているとの説明をしている部分は理解いただきたい。
かたくなな態度と言われたが、十分かたくなな態度でない姿勢で話をさせてい
ただきたいと思っている。

大 谷

① 民間を補完する形で設置されたことがその都度出てくるが、幼稚園に関し
ては時代の要請ということも検討しなくてはいけないと思う。平成 19 年の定員
の 4 歳児 29 人、5 歳児 27 人については現在もその数字ということによいか。
② 保護者にとって建物自体が老朽化していることからそう長くは持たない
ことが予想される。新しくいろいろな手直しをしても保護者にそれらについて
出させるとなると大きな問題である。長くはないとしても何年かはという考え
に立てないのか伺う。

吉川課長
高橋教育部長

① 今年度については 4 歳児 31 名、5 歳児 27 名の計 58 名が入園している。
② 建物自体は確かに老朽化している。今回の耐震診断については幼稚園を除
いているが、教育委員会としての考え方に基づいて長いことはないとの認識で
進めている分である。長くはないとしても何年か、では何年が適切なのかとい
う議論をしたときには手直しして使えて 2 年、2 年経ったら全面改修となり、
やはりどこかで決断していただかなければならないと考えている。

大 谷

私も去年からせめて 1 年でもと思っていたが、去年は 1 年で募集停止するこ
とを正式に言わないままに推移してきているので、入っている人はそれなりに期
待している。今入っている人のことを考え、何年ももたないのはわかるが、来
年でという停止の仕方ではなく 2 年かけると次はないとの考え方に移行しやす
いのではないか。今いる保護者の願いを聞き入れるような方向で検討するのが
進め方としてはいいと思うがいかが。

高橋教育部長

では今生まれたお子さんはどうするのかという話である。去年の資料ではせめ
て 1 年という話が父兄からあったことは承知しているが、今回父兄の皆さんと
話している中では、せめて 1 年ということはすべてなくなり、存続という部分
について議論をしている。我々としては去年の話し合いの経過がどういうこと
だったのかという部分もあって、役員の皆さんにもそういった話をもう少し腹
を割った形でさせていただきたいと思っている。

委 員 長
副委員長

他に質疑はあるか。
きょう役員と話をするとのことだが、おおぞら幼稚園の廃園の関係については
募集する、しないという時期が迫ってくるわけで、どのようなスケジュールを
考えているか伺う。

高橋教育部長

みずほ幼稚園については昨年 3 月に学校設置管理条例を改正したが、8 月 31
日に教育委員会が開催されるので、その議案の中で募集停止の部分と学校の設
置管理条例について協議をしていただこうと考えている。学校設置管理条例の
一部改正についてはこの条例中の別表の部分削除するというもので、2 年後
の 3 月 31 日をもって削除したいと附則でうたいたい。この部分について 8 月
31 日の教育委員会で諮り、その中でそういった方向が出た場合は条例の提案に
ついて市長部局にも相談したいと考えている。

副委員長

教育委員会で募集停止をするのか了解を得ると思うが、了解を得た場合、この

高橋教育部長 条例の改正については9月議会に提案する予定か。

委員 長 例年10月1日号の広報で私立幼稚園の募集を行っているが、去年は公立が10月1日の募集に間に合わなくて11月1日号に募集はしますということで掲載している。時間的に考えるとリミットということで、9月議会に提案したいと考えている。

高橋教育部長 他に質疑はあるか。(なし) 私から1点確認させていただく。7月に2回、8月に1回と計3回の保護者説明会を開くことになるが、去年も含めてこれは単純に保護者だけの問題ではない。なぜ今回保護者だけになっているのかだが、それ以外の部分はおおむね大きな反対はないと認識しているからなのか。保護者だけが再度説明会を持ってほしいと言っているからなのか。

委員 長 前に子育て応援課にいて保育料の関係で同じ議論をした経過がある。我々はどこに提案をすべきかという壁にぶつかり、結局今利用している方に現状をお話しすることしか手立てがないのかと。他市の例でもそのとき利用している父兄に説明していることがたくさんあった。そうした例を見た中で今利用している父兄の皆さんを中心に説明しているとの認識である。

高橋教育部長 タッグ計画からの話にさかのぼった方がいいと思う。あの時点である程度の方角性は示したわけで、パブリックコメントとかそうしたものも取ろうとしていたはずだが、今回のことに関してそういった意味では特に大きな意見はなかったのかも含めて伺う。

委員 長 タッグではみずほ幼稚園は平成19年3月閉園ということ、おおぞら幼稚園については園児数の動向から必要な検討を行うとなっている。いろいろな意見の中では父兄の理解を得てとか、そういった部分で進めていくという認識である。

高橋教育部長 他に質疑はあるか。(なし) (6)については報告済みとする。(7)、(8)について説明願う。

委員 長 **(7) 小中学校のセキュリティ対策について**

吉川課長 **(8) 教育施設の窓ガラス被害について**

委員 長 (別紙資料に基づき説明する。)もう1点付け加えさせていただく。8月18日の夜にスパーク滝川でも投石事件があり被害が出ていたこともスポーツ担当の所管から聞いている。この点について警察でも公共施設への投石に関して重くとらえ、パトロールを強化していただいているところである。

吉川課長 説明が終わった質疑はあるか。(なし) (7)、(8)については報告済みとする。(9)、(10)、(11)について一括説明願う。

委員 長 **(9) 江陵中60周年記念講演について**

吉川課長 まだパンフレット等が作成段階なので口頭で報告させていただく。9月17日、月曜日、講演をいただくのは1992年バルセロナオリンピックの女子200メートル平泳ぎで中学生ながら金メダルを獲得した岩崎恭子さんと、現在29歳。職業は日本オリンピック委員会の候補委員などを務めており、講演活動も実施している。この方が江陵中学校の開校60周年記念として講演会を行うということで、市民の皆さん、議会の皆さんにもぜひご鑑賞いただければと思う。

委員 長 **(10) セミナー開催について**

吉川課長 江部乙小学校では子供たちに正しく美しい国語を身につけさせる取り組みとして北海道教育委員会指定の北の大地にひろがる美しく豊かなことばの実践研究を行っている。この実践研究の一環として北海道出身の小檜山博さん、作家で現在70歳、著書も多数あり、神田日勝記念館の館長でおられるが、この方をお

招きして江部乙小学校の体育館で、地区の住民、市民の皆さんを対象にした形で進めたいと思っている。演題は「美しく豊かなことばでつながる人と人との心」ということで夜6時に開会して8時くらいまで講演会を行う予定である。申し遅れたが江陵中の講演会は文化センターで10時からとなっている。

(11) 空知教育講演会について

吉川課長

(別紙資料に基づき説明する。) 1点口頭で追加報告させていただく。

○ 小中学校の英語指導助手について

小学校の英語指導助手がエリック・バークレイさん、34歳、出身地はアメリカで、前職は釧路町の英語指導助手として3年間勤務していた。滝川では小学校専属の英語指導助手として2学期から活躍いただいている。小学校の英語助手は既に配置されている女性のミーシャ・キヨムラさんと2人で市内小学校7校の巡回指導に当たっているところである。もう一方は中学校専属の英語指導助手のマーピン・ブレナンさん、出身地はアメリカ、前任地は中頓別町で英語指導助手を2年間務めていた。マーピンさんにおいても2学期から市内中学校4校の巡回指導に当たっているところである。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(9)から(11)までと英語指導助手については報告済みとする。

(12) 一木万三寿展について

松本館長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

井上

小檜山先生の時間を教えてほしい。すばらしい人だから。

委員長

時間は説明していたので終了後にしていただけないか。

井上

もう1回だけ。

吉川課長

小檜山先生は江部乙小学校で、10月10日午後6時開会で講演は6時30分から7時50分まで。

委員長

(12)について質疑はあるか。(なし) 私から1点伺う。美術自然史館でこのようなものをやるときには郷土館との連携などについては考えていないのか。

河野課長

昨年から美術自然史館の特別展は地域のことも含めた展覧会の企画を考えている。岩橋英遠展のときは郷土館から歴史資料などを持ってきた。岩橋先生も一木先生も屯田兵だったので屯田兵の歩み等を子供たちに知ってもらおうとか、今回も昨年の岩橋英遠展に引き続き地域の文化資源を見つめ直そうということで、何を持ってくるかはこれからだが、特にりんご園に絡んだものを展示しながらふるさとの歩み、なぜそこから芸術家が生まれてきたかとか、美しい果樹園の風景などを知っていただけるような魅力ある展覧会にしたい。

松本館長

図書館の方でも連携してりんごに関するコーナーをつくるなどしたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

高橋教育部長

西高等学校から報告させていただきたい案件があるのでよろしくお願いします。

○ 滝川西高等学校におけるアスベストについて

松澤事務長

滝川西高等学校に格技場というところがあるが、そこでアスベストが確認されたので報告させていただく。平成17年度に一度調査しているが、調査漏れで調べたところ報告されていないようなので、この席を借りて報告させていただく。グラウンド側に昭和52年度に建てられた建物があり、3階に格技場というところがあり、そこと屋上の間に組まれている鉄骨に被覆剤が吹き付けられている。現在耐震実態調査を実施しているが、その一環で鉄骨の組み立て状況を確認し

た際に吹き付けがあることが確認され、アスベストが含まれている可能性が非常に高いということで業者から話があり、専門業者に調査を依頼した。分散染色法とエックス線解析法という二つの調査方法を行い、クリソタイルというアスベストが含まれていることが確認された。含有率については0.5パーセントということで現在は0.1パーセント以上が報告の対象になっているので、約5倍が含有されていることが確認された。天井と屋上の中で天井に囲われていることで飛散等の心配はない。法律上もそういうことであれば問題ないとのことなので現状は心配ない。今後については年何回か確認しながら状況を見ていきたい。もう1点報告させていただく。

○ 滝川西高等学校の英語指導助手について

松澤事務長

先ほどAETの報告があったが、滝川西高等学校においても7月末で交代している。今回はオクラホマからライアン・リーティーさん、23歳である。身長193センチ、体重131キロということで非常に大きな方である。非常に勉強熱心な方で、来てすぐに自分で冊子を買って日本語を早く覚えようという意識の高い青年である。よろしく願います。

委員長
窪之内

報告が終わった。質疑はあるか。
アスベストの点検をしたときに漏れていたことになる、本当にほかの漏れていないのか心配になる。教育委員会だけのことではないが、このような事態を受けて市全体として何らかの確認はしたのか。

高橋教育部長

教育現場の立場で話すものなのかどうかだが、前の職場の関係で例の1パーセントが0.1パーセントになったときにもう1回見直しをするようにということで見直した経過がある。それ以前にアスベストの問題のときには各所管が責任を持って点検をなさいということで、その際に図面を見る中で建築の職員、技師に協力してもらって調べた記憶はある。ではなぜという部分もあるかと思うが、ここは増築部分で図面がきちんと整備されていたかは確認していない。一つ漏れがあったということで、くらし支援課で全体を掌握していると思うので、私から市民生活部に話をするのでお計らい願いたい。

委員長

報告が終わった。質疑はあるか。(なし) 滝川西高等学校関連については報告済みとする。ここで休憩する。再開は15時50分とする。

休 憩 15:40

再 開 15:51

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。総務部からの報告を受ける。(13)から(16)について説明願う。

(13) 政治倫理の確立のための滝川市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

(14) 国際交流員の着任について

(15) ジュニア大使訪問団の派遣について

(16) マラウイ農業技術研修員の受入れについて

若山課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

関 藤

国際交流員の任期は何年か。

若山課長

7月30日から来年7月29日までの1年間で更新可能だが、まずは1年契約として進めている。

関 藤

具体的な話になるが国際交流員関係またはJETプログラムで来ているネイテ

若山課長 イブに関しての契約状況について、昨年深川市で起きた大麻取締法違反による逮捕事件があったが、私生活上における管理はこちらである程度しているのか。教育委員会の方はわからないが、国際交流員については毎日出勤しており、他市に比べても働きすぎるくらい働いていると思う。私生活についても4階の交流推進グループが困ったことがあれば相談に乗るなどフォローアップしている。深川の事件には驚いたが滝川では私生活の面もきちんと見ているので間違いはないと。今回マシューさんが来たときも体調を崩されたがご飯類を持って行ったり、病院等の手配をするなどフォローをしっかりとっている。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内 ジュニア大使訪問団の団員の選定について、確か自己負担もあったと思うが行きたくても自己負担があって行けないとか、こういうメンバーを選定する際に考慮していることがあれば説明願う。

若山課長 まだはっきりしていないが、募集要項では自己負担を15万5,000円程度ということでお願いしている。お金がなくて行けない方もおられるという考えは持っているが、それを救う方法、手段は行っていない。今回のジュニア大使も14名の応募があり、作文または日本語、英語の面接をしてその中で7名を選出している。

窪之内 自己負担を救う手立てはないとのことだったが、ジュニア大使が行った場合にはいろいろな義務が課せられていることもある。将来においても負担できない人を救うことについては今のところ考えていないということか。

若山課長 できればそのような方たちにも、本当に勉学に意欲を燃やしている方には行っていただきたいのが本音だが、その財源をどこでどう見つけるのかということが十分に検討されていない中で、将来的にわたってどうかということについては今の段階ではお答えできないことで理解願う。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (13)から(16)までは報告済みとする。ここで休憩する。

休 憩 16:10
再 開 16:11

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(17)について説明願う。

伊藤課長 **(17) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について**
(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので事前審査に当たらない範囲で質疑はあるか。

窪之内 もともと休息時間として勤務時間に含むとなっていたので財源的な増減はないと考えてよいか。

伊藤課長 言われるとおりである。臨時職員、嘱託職員についても基本的には同様の考えで調整しているが、一部出先職場を含めて全体のローテーションを見たときにやむなく60分の昼休み時間を取らなければうまく回らない職場もあるので、一部変則になる職場もあるかもしれないが、基本的には現行の賃金、報酬等の枠の中で対応したい考えである。

委員長 他に質疑はあるか。

井 上 休息時間と休憩時間はどう違うのか。

伊藤課長 国家公務員の職員の休息、リフレッシュについては無給で休息時間として制度が設けられていたが、それとあわせて有給の休息時間という制度が昭和24年以来設定されている。今回国で民間の通常の勤務形態を調査した中で、公務員が

制度的に持っている有給の休憩時間については民間の実態にないということがあり、昨年の人事院規則の中で民間に合わせるべきは合わせるべきであろうということでの規則の改正が行われ、昨年3月3日に公布されたところである。それを受けてこのような手続きになったことで、休憩時間については無給で休む時間、休憩時間については仕事の準備をする時間とは言いながらも有給で準備を進める時間というかそのような位置づけだが、実質は1時間休んでいたのが実態である。

井 上
伊藤課長
委 員 長
副委員長

有給か無給かということか。

そういう経過がある。

他に質疑はあるか。

15分短縮になることで単純に職員にとっては大変と思うが、そればかりでなく市役所は中心街にあるので職員の多くがまち中に行って食事をしている経緯がある。60分が45分になってしまうと食堂に入って、オーダーして、食べ終わってという時間が短縮されるので、経済的な効果がかかなり出てくると思う。そういったことを考えたときに例えば17時15分までを勤務時間にして昼休みは60分取ることが可能か伺う。

伊藤課長

昼休みを1時間として終わりを15分延長することは手法としては可能である。今回昼休みを45分にした背景にはそれぞれの職場の多くの意見を反映させた結果であり、言われるとおり同様な措置を取って商店街を含めていろいろな要請がある自治体も一部あると聞いている。滝川の場合、外食する人もいるかと思うが、多くはメニューが豊富な11階で食べており、仮にまち中の食堂等を利用する人については時間が15分短くなることで利用しづらくなる面もあると思うが、そのような人については違う方面、11階に行くのか、コンビニを含めてとなるのか、効果については違う方に及ぼされる面はありうるが、総体的な部分ではそう大きな差はないと思っている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) 私から一つ伺う。国家公務員に合わせる必要というか、合わせなければならない流れについてはどうなのか。

伊藤課長

人事行政全般についての基本的な考えについては国公準拠で来ている。国公についてはその元は民間準拠で来ている。昨年の人事院規則の改正の背景は民間の実態調査がそのような状況にあることから国家公務員段階でも廃止すべきとの趣旨での改正で、総務省を含めて各自治体にそのような指導が来ている状況で、それを受けての改正である。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) (17)については報告済みとする。(18)について説明願う。

(18) 災害時要援護者の避難支援対策について

天野室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

大 谷

① 援護者のリストが①から⑥までであるが、よく調査に来る場合、1人暮らしの場合対象だが家族がいれば対象でないとかということがあるが、そのようなことに関係なく全部対象になると考えてよいか。

② 自主防災組織についてだが、町内会長がかなり高齢化しているとか、地区担当民生委員が非常に多くの地域を担当しているとか、もしものときにすぐに対応できるかということで、そういう際に誰かが手助けとして援助するといった組織があるのかについて伺う。

天野室長

① このリストに関しては家族がいても、いなくても対象と考えている。ただ実態がはっきりしないものがあるので、町内会、自主防災組織等も含めて連携する中で、ここは家族がいるから大丈夫といったことを整理していく必要があると思っている。

② 実際に助けられるのかといったこともさることながら、まずは安否確認が前段に来ると思っているので、そういう対応もしていただけると。組織があるのかといったことについては法的な部分としてはそのような組織は残念ながらない。民間でも組織立ててあるとは聞いていないのでほとんどないのではないかと。町内会単位がいいのか、連合町内会単位がいいのか議論があると思うが、自主防災組織づくりをお願いしたい。行政も控除1割なので9割はできないという話なので、協力の中で進める体制で行くといった取り組みになると思う。他に質疑はあるか。

委員長
窪之内

個人情報との関係で①から⑥の人すべてをリストとして町内会に渡すこと、その人たちの利益を損なわないためという名目でリストが公開されることが、本当に望ましいこととは思わない。第2段階では同意書が必要となっているが、ここの段階ではリストの人たちの確認が必要ない。自分の実態、例えば精神的な疾患の実態を知られたくないと思っている人はたくさんいる。そのような人たちを無条件にリストとして町内会に落としていくと。その町内会というのも役員が年々変わる町内会もあれば大きな町内会もあり、一定の範囲にその情報がとどまることにはならない。かなり広範にいろいろな情報が知れわたっていく可能性があるということになれば、いくら避難対策といってもこのようなリストとして流していいのか。個人確認が前提としてなされなければならないと思う。説明の段階では前段はそのような必要はないと。同意に基づく避難支援プラン等を作成していくためには同意が必要と思ったが、今の方向としてはあくまでもそういう方たちの同意なしに①から⑥までの人たちのリストが回されていく形になっているのか。

天野室長

これは公開というスタンスではない。自主防災組織の代表もしくは町内会長、民生委員という縛りで考えている。誓約書の部分については約束をしていただく前提で進めている。町内会の人数が多い場合は1人の町内会長では無理なので何人かで手分けしてという部分がありうる。そういった場合についてはそれぞれの人について誓約書を付けて出していただき、複写、転写をして他人に渡さない、自分が役割を終えたときには返していただくことで進めたいと思っている。そういう意味では自主防災組織の代表、町内会の会長をされている方はそれなりの人物と思うので、信義誠実の原則の中で取り組んでいただく考えである。同意の部分については本人の同意を得ているのでいいが、そういう形でやっているところはあるにはあるが台帳の集約率から言うと約8パーセントである。この前中越沖地震で亡くなった方が11名おられるが、亡くなった方が9名という時点で5名の方のリストを行政が持っていたと。行政が情報を持っても災害が起きたときに間に合わないだろうというのが今言われている中身なので、災害が起きてから情報を持って来るのでは遅いので、平常時の中で万が一災害が起きたときにはそのリストで確認してもらおう考え方で取り組んでいきたいということである。

窪之内

今までは何かあっても情報が示されなかったわけで、こういうことをすることはいいことと思うが、個人情報なので個人に確認しないでその人たちの利益に

つながる情報を勝手に持っていることになる。本当にそうなのかということを含めて納得してもらって名簿のリストを渡すことがなければだめだと思う。なぜ①から⑥までのリストに載った7,500人の人たちに、こういう形でこのようなためにこうした人たちにリストを渡すと。このリストが災害があったときの支援になると。そういう形でしか使わないがよいかといった確認をすることを避けるのか。ここは絶対に必要と思う。個人情報審議会においては全くそういったことは話されなかったのか。全くそういった必要性はないということが審議会における審議委員の認識なのか。

天野室長

保護法で保護しなくてはならない情報はどこまでなのかを含めて内閣府防災担当に防災対策室が予定している①から⑥のどれか引かかるものがあるのか質問した。個人情報保護法第8条第2項第4号で同意がなくても明らかに本人の利益になるものとして出せる情報で、その法律の考えをベースにして滝川市が持っている個人情報保護条例の中で出せる、出せないという判断になるとの話だったので、それを受けて8月3日の滝川市個人情報審議会に諮り、この情報なら明らかに本人のためになり、どうしても同意を得なければ出せないというほどの情報ではないという判断の中で承認いただいたと理解している。

窪之内

法的な受けとめはそうかもしれないが、情報を公開される側に立っていただきたい。療育手帳A・Bの保持者、精神保健福祉手帳1・2級の保持者も公開されるか、されないかわからないうちに情報公開されてしまう。家族にしても嫌がる可能性が十分ある。そこを法律だけに基づいて本人の同意がないことを前提に立つべきではないと思う。このままリストを公開していくことについてはどこかで考え直すべきと思うが、このことについて考え直すつもりは全くないのか。

天野室長

防災危機対策室としては国の指導、法律上の解釈の中身、滝川市個人情報審議会での承認をいただいているので、このような形で進めたいと考えている。

委員 長
井 上

他に質疑はあるか。

窪之内委員とは別の立場だが、個人情報保護法については決定的に推し進めていったらこういったことはできない。人はお互い助け合いの関係の中で生きている共助の関係である。同意があるので共有できるということに論拠を置かなくてはならないと思う。そうでないとこの個人情報で町内会活動なども行き詰まっている。阪神・淡路の災害のときにも消防団員が家族ぐるみで付き合っていたために寝ている場所がわかっていたと。実際に災害になったときにそういうことがわかっているのと、わかっていないのとでは救助のスピードが違う。命にかかわるときにいろいろな情報が集約されていることが災害時の基本と思うのでこれを進めていただきたい。実際に災害が起きたときにはどういった連携を取るのか。救助しなくてはならないとき、支援体制が取れるかといったときに、実務的な対応に結びついた対応がこの組織でどう取れるのか伺う。

天野室長

自主防災組織は国などの資料によると、規約をつくり組織を編成するということがある。例えば災害があったときに救出救護班、情報収集班、食料調達班、防火班といった部分を総合的に組織立てをして、平常時は防災訓練をするなどの仕組みで取り組んでいただきたいといった中身になっている。滝川市としても一昨年来自主防災組織を立ち上げてほしいということでPRはしている。まだ組織がふえている状況ではないが、組織立てとしてはそのような中身になっており、組織の反命については不足している部分もあるがそのような組織立て

をして防災活動に取り組んでいくといった趣旨になっている。

委員 長 他に質疑はあるか。

窪之内 予定としてはまちづくり懇談会でのPRなどがあるが、申請に基づいてリストを提供できる時期はいつと考えているのか。

天野室長 先ほど自主防災組織は6組織あると言ったが、ここと支援プランのアイディアを相談しながらやりたいということもある。9月上旬くらいまでにはその辺の整理を含めたモデル的な取り組みをやっていききたい。全体としては、9月27日からまちづくり懇談会が始まるので、例えば27日に説明会を行って次の日に申請が来た場合は、その時点から対応していく考えである。

委員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 個人情報審議会で先ほど窪之内委員が言われたような懸念される部分についての話し合いがあったと思うが、どういった内容だったか紹介していただきたい。

天野室長 資料の2枚目の提供ルールという部分については別様式で誓約書の中身を付けてこのとおり説明している。リストの記載事項は1から7までという説明をし、8月3日に滝川個人情報審議会答申第14号で外部提供の可否についてということで諮問のあった個人情報の外部提供の可否について審議した結果、諮問のとおり外部提供が適切であると議決したとの答申をいただいている。内容については、先ほど井上委員が言われたように行政が情報を持っても災害時に届けようと思っても届けられないだろうといった部分で、平常時に手元にあることが大事との話をしていた。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) 私から1点伺う。このことについては防災対策としては大事なこととを感じるが、運用がうまくいかなければ意味がない。先ほど実際にどう対応するのかといった話が出ていたが、それ以前に、例えば申請をしてくる団体、町内会がないとまずい話になる。また個人情報の話も出ていたが、運用の規定がかなり大事なポイントになると思う。みんなでやらなければいけない、リストを漏らしてはいけないといった縛りがあると思うが、こういうことは防災全般において大変重要なことなので、むしろ条例としてとらえるとか、議会の議決を得るとか、それぐらいのところまで必要がないのか考えていた。その辺についての考えを伺う。

天野室長 前段運用についてということで申請書を出していただく形を取っているが、きょうの資料はルールの部分、要約版になっているので概要としてこのような縛りをしているという中身だが、もう少し長い内容で条立てというわけではないが7項目にわたってある。リストの保管については原本保管と副本保管になっており、副本を自主防災組織等が保管する。また自主防災組織等による支援もお願いすることになっているのでよろしくお願いするという話になっているが、これは個人支援プランの作成をお手伝い願いたい、災害時には避難誘導、救出活動というもの、義務としては秘密を漏らさない、リストは厳重に管理する、紛失したときはすぐ報告する、リストの複製、転写は認めない、変更が生じた場合は連絡するといったルールの中で印鑑を押して約束いただいて渡していく考えである。条例という話については、全部調べたわけではないが、インターネット等で見ると条例という形まで行っているところはそうない。行政がどう全体の支援の中で絡んでいくかは大きな流れの中で考えなくてはいけないという意味合いでは北海道ではまだつくっていないが、徳島県が支援マニュアルをつくっている。そういう中での対応が多いとは思いますが、条例としてすべき

委員長 　　という点についてはもう少し勉強したい。

委員長 　　もう少し聞かせていただきたい。条例ということと言ったのは要するに制度的に続けていくことが大事であり、更新していかななくてはならないので町内会の義務も相当生じてくる。もう一度言うがやらないところとやるところがあるのではないか。他の市町に条例があるかどうかには関係なくそれぐらい重いものと思うがいかがか。

天野室長 　　確かにそのような面倒なものはいらないと言う町内会が出てくることも考えられなくもないが、他の機関の協力も得ながら説得、PRに歩き、ぜひ趣旨を理解していただきたいと思っている。更新についてはデータが7,500件と膨大で、1人の職員がつくったが半年以上かかったので、これを更新するとなると相当かかると思う。ベースとしては年1回の更新を考えているが、それで足りるのかという話が出てくると思う。これについては私どもと連携を取る中で情報を把握するような中身にしていきたい。

高橋総務部長 　　若干補足させていただく。やっているところ、やらないところを任意で済ませていいのかということと思う。私どもは過去全国的にいろいろな災害をテレビ等で目の当たりにしている部分で危険を煽り立てる考えはないが、町内、地域で守っていかないと大部分は守れない現実がある。その辺については一昨年からまちづくり懇談会でもかなり説明してきたつもりである。個人情報関係については、窪之内委員の考えも理解できるしそのとおりとは思いますが、進める立場としては災害時に1人でも多くの方を救いたいという行政的な責任も進めていかなければならない。今後はやるところとやらないところがあるということでも済ませていいのかということもあるので、市長のマニフェストにも出ているが市民自治基本条例的な共助、公助、自助も含めて市民あるいは団体の責務もどこまで盛り込めるかということもあるが、まちづくりの基本理念というものもこの条例の制定に当たっては必要と考えており、そういった点からも考えていきたい。

委員長 　　他に質疑はあるか。(なし)(18)については報告済みとする。(19)について説明願う。

柳主査
委員長
関藤 　　**(19) 北海道からの事務・権限移譲について**
(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。
一般旅券の発給についてだが、申請は毎日の受け付けになるのか。ほかの都市では週に1回に出向いて来るところもあれば、週に3回というところもある。滝川の場合はどのような状況か。

柳主査
委員長 　　毎日である。
他に質疑はあるか。(なし)(19)については報告済みとする。(20)について説明願う。

宮西室長
委員長 　　**(20) 滝川市土地開発公社定款の変更について**
(別紙資料に基づき説明する。)
他に質疑はあるか。(なし)(20)については報告済みとする。(21)について説明願う。

五十嵐室長 　　**(21) 「(仮称)滝川市の行財政を考える市民会議」の設置について**
現在滝川市の行財政改革については平成17年度に策定した滝川市活力再生プラン、通称タッグ計画に基づいて進めている。平成17年に策定後、財政面にお

いては三位一体改革などによって地方交付税の削減などが出て、当初の見込みと多少違ってきた。さらにこの計画については合併協議の破綻後、短期間で策定したこともあり、今一度内容について見直しを行いたいことで、さらに新たな行財政課題についても検討を加えて新しい行財政計画を策定することを目的に9月をめどに設置したいというものである。この会議の構成についてはタッグ計画の見直し等を進める専門部会を分野別に三つ程度考えているが、同時に事業仕分けを行う事業仕分け部会もこの中に包含したい。委員については市内それぞれの分野で活躍されている方から選定中であり、公募委員として9月の広報、きょう17時に立ち上がる市のホームページで公募していきたい。活動については9月に設置して、以後月1回程度の会議を予定している。1年程度時間をかけて審議を行い、平成20年度末には取りまとめを行って新しい計画の策定につなげていきたい。この会議の内容については市のホームページで公表するほか、総務文教常任委員会にも適時報告したいと考えている。

委 員 長

質疑を受ける前に、9月から始めようとしているなら9月初めにもう1回委員会があるので出し直していただきたい。このことについては知らなかったので、口頭説明で実行されるのもどうかと思う。今の説明でこのことを進めていただくこと自体に問題があると思う。ここで休憩する。

休 憩 17:08

再 開 17:18

委 員 長

高橋総務部長

休憩前に引き続き会議を再開する。

口頭報告ということで私の判断ミスもあり迷惑をかけたと思っている。この関係はどこまで整備できるかということはあるが、きちんと形のあるものをお出しして改めて説明したいと考えているのでよろしく願います。

委 員 長

皆さん今のことでよいか。(よし)現状の中で(21)については報告済みとする。(22)について説明願う。

(22) 事業仕分けについて

五十嵐室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪 之 内

こうした事業仕分けが来年度の予算上で一定の形として現れてくると考えてよいか。

五十嵐室長

10月から事業仕分けを行い、事業仕分けを行った後は所管に戻して検討していただくもの、市民会議の専門部会にかけるものとそれぞれ分けて検討いただく。間に合うものについては平成20年度予算から反映していきたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)(22)については報告済みとする。(23)について説明願う。

(23) 滝川市指定管理者制度適用方針の改定について

五十嵐室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(23)については報告済みとする。総務部は退席願う。

2 第3回定例会以降の調査事項について

委 員 長

別紙のとおりでよいか。(よし)

3 その他について

委 員 長

本常任委員会の視察について休憩を取って話をする。

休 憩 17:31

再 開 17:33

再開する。常任委員会の本年度の視察については、10月16日から19日まで。行き先等についてはこの資料にあるとおりの視察日程で行いたいがよろしいか。
(よし)

4 次回委員会の日程について

委員長

おおぞら幼稚園の閉園の関係で今回保護者説明会、教育委員会の結果等についても報告していただく必要があり、先ほどの市民会議の関係もあるので、9月3日の13時30分から第7回の委員会を持ちたいと思うがよいか。

井 上

3日は市立病院建替計画等調査特別委員会がある。

委員長

午前で終わらないか。ここで休憩する。

休 憩 17:35

再 開 17:36

委員長

会議を再開する。次回委員会については9月3日、13時30分とさせていただく。以上をもって第6回総務文教常任委員会を終了する。

閉 会 17:36